

北海道自然史研究会会則

第1条 この会は、北海道自然史研究会と称する。

第2条 この会は、次の各項に該当する者をもって会員とする。

1. 北海道の自然史について研究を行っている者
2. 北海道の自然史に関心をもっている者
3. 会の趣旨に賛同する者

第3条 この会は、会員相互の連絡提携を密にして、北海道の自然史研究発展に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 自然史に関する学術的研究発表会、報告会を行う。
2. 自然史に関する情報の収集を行い機関紙の発行を行う。
3. 野外調査をかねた現地検討会を行う。
4. 自然史に関する技術的研修会を行う。
5. 北海道内の博物館研究データの提供を行う。
6. 北海道に隣接する諸地域との研究交流を行う。

第5条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 1名 |
| 3. 理事 | 若干名 |
| 4. 監事 | 2名 |
| 5. 事務局長 | 1名 |
| 6. 事務局次長 | 1名 |

第6条 会長は、この会を代表し会務を掌理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその事務を代行する。

理事は、会務を執行する。

事務局長は、庶務的会務を執行する。

事務局次長は、事務局長を補佐する。

第7条 役員会は、会長、副会長、理事、監事、事務局長、事務局次長をもって構成する。

第8条 役員会は、会長が召集し、次の事項を審議する。

1. 予算及び決算について
2. 事業の計画と実施について
3. その他会務の執行に関することについて

第9条 この会の役員は、総会において選出する。

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第11条 この会に、特別委員を置くことができる。特別委員は役員会において推挙され、重要事項について会長の諮問に応ずる。

第12条 この会の総会は、毎年1回開催し、会務の報告、役員を選出その他重要な会務を決議する。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 この会の経費は、寄付金等をもって当てる。

第15条 この会の会費は、徴収しない。

第16条 この会の会則の変更は、総会において行う。

第17条 この会の会則を執行するために必要な細則は、役員会において定める。

付則 この会は、平成5（1993）年2月7日から執行する。

1994年10月29日一部改訂

2004年10月29日一部改訂

2010年2月27日一部改訂